

東日本大震災における「新しい政治」 — 「脱原発をめぐる政治」と「サステイナブル・ポリティクス」 —

新田 和宏¹

1. はじめに

後世の歴史家はこの対応をどう評価するであろうか。この対応とは、2011年3月11日14時46分に起きた東北地方太平洋沖地震による東日本大震災、およびその地震と津波によって惹起した東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏出・汚染という原発震災への対応である。おそらく、その評価は次のうちのいずれかであろう。一つは、この対応を契機に、日本は急坂を転げ落ちるかのように衰退の一途を辿り始めた。今一つは、この対応を契機に、日本は、脱原発へ方向を転換し、自然・再生可能エネルギーの100%自給を目指しながら、かつまたうねりのように盛り上がった助け合い・支え合いの延長から社会的連帯および社会的包摂を基調とする「持続可能な福祉社会」に向けて再生の道を歩んだ。「災い転じて福となす」という諺の通り、後者の「持続可能な福祉社会」が実現することを切に願わずにはおれない。

それにしても震災の事態は余りにも深刻である。モーメント・マグニチュード9.0（以下M9.0と記載）という巨大地震の勃発と、それに伴う最高到達地点40.5m（宮古市重茂姉吉地区）の大津波によって、死者・行方不明者の合計は20,577人を数えた（警察庁7月20日現在）。また、東日本太平洋沿岸に位置する町々が壊滅。旧ソ連（現ウクライナ）のチェルノブイリ原発事故と同様、原子力事故の国際評価尺度（INES）において最悪のレベル7（深刻な事故）に該当する福島第一原発の事故：非常用を含めて全電源が喪失したためメルトダウンおよび水素爆発を起こし、大量の放射能が漏出、この結果、大気・土壌そして海洋に放射能汚染が広がり、広範囲にわたる農畜産物・魚介類に被害を与えた。さらに、国内外における風評被害、就中、計41ヶ国におよんだ日本からの食料品の輸入禁止措置。そして、収束の目途すらつかない原発事故の長期化。かくして、日本は、津波地震の震災と原発震災が加わる複合的な大災害・大惨事に直面し、いま正に日本史上、空前絶後の正念場に立たされたと言っても決して過言ではないのである。

かくも多くの尊い命を失い、我が家や家財を喪失し、生活が息づくとともに思い出が色濃く残るまちなみが丸ごと消え去り、計り知れないほどの甚大な損失を被った上に、放射能汚染に怯えざるをえない状況ではあるが、震災への対応を契機に、決して衰退へ向かう急坂を転げ落ちるのではなく、再生へ向かわねばならない。そうでなければ、犠牲になった人びとは決して浮かばれないであろう。

ところで、政府の「復興構想会議」に特別顧問として起用された哲学者の梅原猛（京都大学名誉教授）は、持論の反原発を主張しながら、福島第一原発事故に関し、それは近代文明の「文明災」であるとともに、「近代文明の是非をあらためて問い直し、新しい文明を作るきっかけになるものではないか。まずは日本が率先して原発のない国となり、それを世界に広げていくべきだと思う」と語っている（『週刊東洋経済』2011年4月23日）。要するに、梅原は、脱原発の延長線に「新しい文明」をデザインしようとする思考の在り方を提案しているわけであるが、震災後に日本において、梅原の提案は、大方、共有されつつあると考えるとよいであろう。

梅原が持ち出した「文明」という言葉に着目するならば、ここで差し当たり、文明史的な捉え方を簡潔に整理しておきたい。アンソニー・ギデンスが指摘するように、現在、脱工業社会から「低炭素産業社会」

への移行が始まりつつあるが、その「低炭素産業社会」においては、地球環境の持続可能性のために、グリーン・環境産業が必要となり、かつまた人間の持続可能性のために、医療・健康、および教育産業が重要になる（ギデンス・渡辺 2009）。

梅原が言う「新しい文明」は、ギデンスの「低炭素産業社会」と重なるとみてよいであろう。そうすると、脱原発としての「新しい文明」＝「低炭素産業社会」を如何に構想するか、かつまたその構想を東日本大震災の被災地の復興において如何に実現するか、こうした課題が問われているのである。だからこそ、被災地の復興が「被災地の単なる復興ではない」といわれる所以なのである。「脱原発」という課題と、「被災地の単なる復興ではない」復興という課題は、決して全面的ではないがお互いに連動し合う課題であるといえる。

震災から約4ヶ月が経過し、この間、瞠目に値するのが、日本の政治史上、初めてであり、そしてまた本格的な、「脱原発をめぐる政治」が展開している政治状況である。本稿は、かかる「脱原発をめぐる政治」についての考察を行うが、その考察を通じ「脱原発をめぐる政治」が「新しい文明」としての「低炭素産業社会」を切り拓く「新しい政治」を導き出し、しかもまたその「新しい政治」が「被災地の単なる復興ではない」ところの「持続可能な福祉社会」を嚮導する「サステイナブル・ポリティクス」（「持続可能性をめぐる政治」）へ連動する点を剔抉する。換言すれば、本稿は、東日本大震災および福島第一原発事故という「外生的ショック（external shock）」がトリガーとなり、「脱原発をめぐる政治」、「低炭素産業社会」、「新しい政治」、「持続可能な福祉社会」、および「サステイナブル・ポリティクス」にも連動する政治変動を展望しつつ、併せてその政治的真意を捉える次第である。

尚、ハーバード大学のマイケル・サンデル教授は、東日本大震災と福島第一原発の原発震災に直面し、「私たちはどうやって手助けできるか」・「何を学ぶことができるか」という問いだけではなく、「この出来事は私たちを変えるか」という問いを議論に加えるべきことを提案している（サンデル 2011：52）。サンデルの指摘は極めて重要であり、本稿においても、とりわけ、「この出来事は私たちを変えるか」という視点を交えながら考察を展開していく所存である。

2. 「脱原発をめぐる政治」

日本政治史、従来<原発推進政治>に代わり、画期的というべき「脱原発をめぐる政治」が展開している。東日本大震災からちょうど3ヶ月にあたる6月11日に、脱原発を訴えるデモが全国121ヶ所で開かれ、主催者の発表によると6万人以上が参加、特に新宿では2万人が参加し、「サウンドデモ」に盛り上がりながら、まるで祭りのような一体感にデモ参加者は高揚した。震災発生以前を遡ってみると、およそ、日本の政治社会において本格的な「脱原発をめぐる政治」が展開したという政治的経験はなかった。1979年のスリーマイル島原発事故や1986年のチェルノブイリ原発事故、並びに日本国内における度重なる原発事故を契機に、散発的な反原発運動が起きたものの、「脱原発をめぐる政治」に連動するまでには至らなかった。但し、チェルノブイリ原発事故を受け、広瀬隆の『危険な話』がベストセラーとなる中、「反原発運動の大衆化」が瞬間的に生じたことがある（飯田 2011b：89）。

いずれにしても、日本国内において、反原発運動はローカルかつマイナーな運動であり、しかも、反原発運動を担うアクターは、原発を推進する側によって、異端視され続け、偏狭なイデオロギーに染まった人びとであるというレッテルを張られた上で徹底して排除されてきた。併せて、反原発の意見は政治過程の回路に入ることもできず、ましてや政策に反映されることはなかった。それ故に、反原発運動は広がり乏しいものにならざるをえなかったのである。浜岡原発差止訴訟弁護団長の河合弘之弁護士は、浜岡原発や青森県の大間原発などの反原発訴訟に取り組んできたものの、その闘いは「すごく精神的に消耗する」

と述懐しているが、就中、原発を推進する地元民の「憎悪に向け合わなければいけない」辛さを率直に述べている（河合・大下 2011 : 238）。

反原発運動に較べ、原発を推進する側が確立した「原発レジーム」は極めて強固であり、そのレジームに乗ることができる「原発アクター」は余りにも強大であった。こうして、＜原発推進政治＞という政治の世界において、「原発アクター」と反原発運動は、力の差が歴然とする非対称的な関係にあった。50年以上の長期に渡った自民党の単独優位体制の下に、利益誘導により反原発運動は切り崩され、原子力政策に対する民主的統制は機能しなかった（土佐 2011 : 158）。

今般、「脱原発をめぐる政治」が本格化しつつあると言っても、それは、原発震災以前における反原発運動の積み重ねや盛り上がりの所産として、多くの人びとが内発的な政治的意思として脱原発を選択し、その上で「新しい文明」＝「低炭素産業社会」を構築すべき政治的決断を下したというわけではない。あくまでも、「脱原発をめぐる政治」が展開しつつあるのは、しかもその展開の中で、脱原発としての「新しい文明」＝「低炭素産業社会」が政治的アジェンダとして急浮上してきたのは、東日本大震災とそれによって生じた福島第一原発事故という複合的な大災害・大惨事である「外生的ショック」によるものである。その意味では、「脱原発をめぐる政治」は底が浅いともいえる。但し、かかる「外生的ショック」が燎原の火の如く燃え上がる広範な脱原発運動に火を付けたわけであるが、その勢いをもたらすポテンシャルを探ると、もともと大方の市民が原発に対する容認・黙認もしくは回避・無視あるいはまた無関心という消極的スタンスであったため、反原発・脱原発へ一転する火種をくすぶりながらも併せ持っていた点に求められるであろう。所詮、国策として喧伝されてきた原発は、金環食の如きの輝きに過ぎなかった。

ここで、反原発運動と脱原発運動について整理しておこう。一般に、両者の違いはなく同様の運動のように認識されているが、微妙ではあるが重要な違いがある。反原発運動にしても脱原発運動にしても、基本的に、原発に対して反対する点では同じ立場である。但し、反原発運動は原発が立地する地域における原発反対の住民運動とそれに共鳴・支援する市民運動であるといえるが、反原発運動は原発推進側から徹底して封じ込められ、反原発の意思は政治過程から排除されてきた。こうして政治は一方的なく原発推進政治＞として展開してきたのである。これに対し、脱原発運動は、反原発運動の流れを汲むものの、原発立地点を運動の拠点とする反原発運動をバージョン・アップし、原発に依存しない、自然・再生可能エネルギーの供給とそれによる経済および生活の在り方、並びに地域開発の在り方を目指す市民運動であり、そのためにエネルギー政策の転換、環境産業革命、生活の質の実現、総じて原発から脱却した持続可能な社会、換言すれば脱原発としての「新しい文明」＝「低炭素産業社会」を目指すところの、政策・レジーム転換につながる壮大な運動といえる。理論的にはこのように整理できるが、今般の福島第一原発事故を契機に、政治は脱原発運動と反原発運動をも政治過程に組み入れたかたちでの「脱原発をめぐる政治」として展開しているといえる。尚、山口県の祝島における反・脱原発運動は、上関原発建設に対する粘り強い反対運動とともに、祝島において自然・再生可能エネルギーの100%自給を目指す脱原発の道筋を示すことにより、今般の「脱原発をめぐる政治」を先取りしていた。

ところで、政策・レジーム転換および政治的アクターの新旧交代を嚮導する政治変動を引き起こす要因の一つに「外生的ショック」を上げることができるが、かかる「外生的ショック」が甚大な被害と損害をもたらす場合、決して手放しで「外生的ショック」の発生を喜ぶことなどできない。しかしながら、既存の基本政策の変更、レジームの解体、およびその既得権益をもつ政治的アクターの退場という事態が、基本的に、内発的な変革によってもたらされることがとても無理な場合、「外生的ショック」が変革のトリガーとなる場合が決して少なくない。但し、「外生的ショック」がトリガーとなるにしても、それだけで自然に基本政策の刷新や新しいレジームの構築がもたらされるわけではない。そのためには、「外生的ショック」

を受けた後の展開として、「外生的ショック」が内発的変革へ転化することが必要となる。したがって、若干整理すると、内発的に、マジョリティの政治意識の変化、全国的な運動の盛り上がり、および正当性の転換を背景にした、政権交代もしくは政権内部の方向転換、並びに政策起業家の登場による政策設計や「政策移転」にまで連動しなければ、変革の所期の成果は実現できない。今後は、脱原発の実効性を高めるために、歴史は、政策起業家の登場を求め、そして彼・彼女による政策設計や「政策移転」を必要とするであろう。

それにしても、「外生的ショック」が内発的変革に転化し、「脱原発をめぐる政治」が進展するとしても（現に進展しているのであるが）、率直なところ、強固な「原発レジーム」がそうやすやすと解体し、強大な「原発アクター」が簡単に退場するであろうか。むしろ、「原発レジーム」は、原発の「安全性」を改めて強化しながら再構築され、また「原発アクター」の内部で新旧交代がおこり、レジーム、アクターともに、一種の新陳代謝もしくはバージョン・アップが起こる可能も残されている。したがって、一方において脱原発の流れが強くなるものの、他方において再び原発促進へ引き戻す流れが盛り返すであろうと考えても何等おかしくない。その意味では、「原発推進政治」から 180 度転換するかのような「脱原発政治」よりも、「脱原発をめぐる政治」という表現の方が差し当たって無難である。

2.2. 原発の正当性の失墜

しかし、少なくとも、最早、原発促進へ引き戻すのは無理であろう。なぜならば、原発の正当性が失墜し、従来の〈原発推進政治〉は機能停止に追い込まれたからである。原発の正当性は、大凡、次の 4 点から成り立っていた。i) 日本の原発は絶対に安全であるという「安全神話」、ii) 原発は CO₂ を排出しないクリーン・エネルギーであり地球温暖化対策の切り札である、iii) 全電力使用量の約 3 割を原発に依存しているため、原発抜きは生活は考えられない、および iv) 原発は安いエネルギーである。尚、原子力資料情報室の西尾漢は、原発を推進するための理由として、「停電はゴメン」、「石油にかわるエネルギー」、「原発こそクリーン」、「やっぱり原発は安い」、および「高速増殖炉は魔法のカマド」の 5 点を上げている（西尾 2011）。

このような原発の正当性の論拠が崩壊したといえよう。巨大地震と大津波によって、東京電力福島第一原発は、メルト・ダウン（もしくはメルト・スルー）や水素爆発を起こし、その結果、大量の放射能を漏出し大気・土壌・海洋に至るまで放射能汚染を広げ、また農畜産物・魚介類に対する放射能被害を拡大した。このような厳然たる事実により、原発は絶対に安全であるという「安全神話」はあえなく潰えた。「安全神話」の崩壊は、早春の全総雪崩のように、福島第一原発だけに限られた問題としてではなく、地震・津波列島の日本の海岸に建設された合計 54 基の原発、および計画中の 14 基に及んで全ての原発を巻き込んだ。また、原発は、福島第一原発事故によって明らかになったように、CO₂ よりもはるかに危険な放射能をまき散らした。放射能のどこが「クリーン」なのか理解に苦しむ。しかも、放射能の漏出とその被害により、とりわけ福島県下の復興にとって著しい妨げとなっている。このような原発が、地球温暖化の切り札として称揚され、「原発ルネサンス」に浮かれ舞い上がったこと自体、児童に等しいと考え直された。そして、〈全電力使用量の約 3 割を原発に依存しているため、原発抜きは生活は考えられない〉という正当性の最後の砦であった言説も陥落寸前である。もともと、この言説は虚偽である。54 基全ての原発を停止しても、夏の電力ピーク時においてすら、火力発電所と水力発電所をフル稼働すれば、必要とされる電力を供給することができる。技術上、火力・水力発電のフル稼働が難しい場合、その分を補うものとして、電力会社とは別の自家発電がある。その自家発電量は、原発が供給している電力量にほぼ等しい。それにもかかわらず、火力発電所と水力発電所の稼働能力を下げさせながら、不必要な原発を稼働させている電力供給の在り方が、結果的に、全電力使用量の約 3 割を原発に依存していたに過ぎない（小出 2011a、藤

田 1987)。温暖化問題に関連して、化石燃料の消費が問題なるが、化石燃料のうち最も多く CO₂ を排出する石炭を多用してきたが、CO₂ の排出が最も少ない液化天然ガス (LNG) に切り替え、これを自然・再生可能エネルギーへ 100%移行するまでの<つなぎ>とすればよい。

今夏、54 基の原発のうち 42 基が稼働できず、その結果、原発は 8 割が停止する。簡単に理解すれば、われわれは早くも 8 割の脱原発状態を経験するわけである。火力発電所と水力発電所の稼働能力を引き上げ、贅沢な電力使用を控え、無理のない節電で対応すれば、当面の電力不足は補えるはずである。大規模な停電を招くことなく、夏場を乗り切れば、脱原発への現実的可能性が高まる次第である。しかも、このまま停止中の原発が再稼働されず、また稼働中の原発が次の定期検査を迎え停止すると、2012 年 5 月には 54 基全ての原発が停止し、事実上の脱原発が達成される。

それから、立命館大学の大島堅一の計算によると、発電単価に開発単価と立地単価を加えた総単価で見ると、1970-2007 年度において、火力が 9.90 円/kWh、水力が 7.26 円/kWh であるのに対し、原子力は 10.68 円/kWh であり、最もコストの高いエネルギーであるという (大島 2010 : 80)。

尚、朝日新聞が 2011 年 5 月に行った「日米仏韓独立中 7ヶ国世論調査」によれば、「原子力発電を利用することに賛成ですか。反対ですか。」という設問に対し、日本では初めて反対 (42%) が賛成 (34%) を上回った。また、「(自国の) 原子力発電は今後、どうしたらよいかと思いますか。」に対して、「増やす方がよい」4%、「現状程度にとどめる」41%、「減らす方がよい」36%、「やめるべきだ」16%という回答結果であり、「減らす方がよい」と「やめるべきだ」を合計すると 52%に達している。それから、「今回の原発事故は、自国のエネルギー政策に影響を与えますか。与えないと思いますか。」に対しては、日本の場合、実に 94%が「影響を与える」と回答している (「朝日新聞」2011 年 5 月 27 日)。また、同じ朝日新聞が行った 6 月 11 日・12 日の「全国世論調査」によれば、「原子力を段階的に減らして将来はやめる」という質問に対し賛成と答えた人は 74%に上った (「朝日新聞」2011 年 6 月 14 日)。脱原発の世論が短期間のうちに一段と強くなっている証左といえよう。

かつて、原発を積極的に推進する「原発アクター」とそれに対抗する「反原発アクター」との間において、おそらく、マジョリティの立ち位置は、積極的か消極的かを問わず、原発への忌避感情を持ちつつも、結果として原発容認の立場であったと思われる。ところが、そのマジョリティが原発容認から原発反対へその立場を変えているのである。その要因は、いま見たように、原発の正当性の失墜が起因しているからであるが、そればかりではない。原発に重大な事故が起こると制御不能の状況に陥ること、併せて原発事故に対する東電や政府の対応に信頼が置けないこと、さらに反・脱原発運動が盛り上がりを見せていること、脱原発としての「新しい文明」＝「低炭素産業社会」という対案 (オルタナティブ) がせり上がりつつあること、かつまたその対案を選択した外部において、とりわけドイツやイタリア、スイスあるいはデンマークやスウェーデンにおける「先進事例」が実際にあること。このような様々な要因が加わっていると指摘することができる。尚、6 月 13 日、イタリアで行われて国民投票において、圧倒的な大差で、脱原発の国民的意思が示された。

それでは、今後、原発の正当性が失われながら、「脱原発をめぐる政治」において何が主な政治的争点となるであろうか。それは、i) 福島第一原発事故に対する政治的決断、ii) 「原発レジーム」の解体、および iii) 「被災地の単なる復興ではない」ところの被災地のサステナブルな復興の在り方、という 3 点であるといえる。3 点はお互いに関連し合うが、以下、この 3 点にわけて考察を進める。

3. 福島第一原発事故に対する政治的決断

福島第一原発は、1・2・3 号機ともにメルトダウン、また 1・2・3・4 号機で水素爆発が起こり、その内

の1・3・4号機は原子力建屋が大破、2号機は圧力抑制室が破損した。未だに原発事故の収束に目途が立っていない。事故収束が見通せないまま、原発事故に対しては然るべき政治的決断が求められるが、その決断を示すのは決して容易ではない。

京都大学原子炉実験所の小出裕章助教によると、1号機では、圧力容器の底部へメルトダウンしたウラン燃料が、厚さ16cmの鋼鉄製の圧力容器を突き破って格納容器にまで落下したメルトスルー状態にあり、さらには厚さ3cmの鋼鉄製の格納容器をも突き破り、原子炉建屋地下のコンクリート部分へ達している可能性が否定できないという（「ビデオニュース・ドットコム」2011年5月19日）。もしそうだとしたら、溶融したウラン燃料が格納容器から外部へ露出しているわけである。また、1号機に加え2・3号機も圧力容器および格納容器に何等かの破損があり、そのため、注入した冷却水とともに原子炉内の放射性物質が、原子炉建屋地下のコンクリート部分、および原子炉建屋地下とタービン建屋地下とを結ぶトレンチと呼ばれるコンクリートの立て坑へ流れ込み、この結果、12万トンを超える高濃度の放射能汚染水を溜め込むことになったと考えられている。この高濃度放射能汚染水を再び意図的に海洋へ流出してはならない。いまや、メルトスルーによって圧力容器での冷温停止は事実上不可能となり、また格納容器の損傷によって「水棺」方式も無理となった。現在、原子炉建屋地下のコンクリート部分に溜まった放射能汚染水を、除染しつつ圧力容器→格納容器→トレンチというかたちで大循環（「循環注水冷却システム」）させる以外に当面の方策は見当たらない。かくして、福島第一原発事故の事態は、事実上、原子炉内において事故を収束することができない制御不能（out of control）の領域へ進んでいる。

顧みれば、福島第一原発の事故発生から今日に至るまでの事故対応は、基本的に、冷却水の注入の他には為す術もなかった次第である。この間、東電が提供する情報量は少なく、情報の小出し・後出し、並びに訂正を繰り返してきた。政府は、パニックを恐れてか、「直ちに健康に影響を与えるものではない」という言説に代表されるように、事故をなるべく小さく見せようとする、事故矮小化の公表を続けてきた。未曾有の原発事故に遭遇し、民主党政権のみならず霞ヶ関の中央官僚機構を含めた政府全体の統治能力（governability）に問題があることが明らかになった。そもそも、過酷事故（シビア・アクシデント）についての事前のシミュレーションが欠如していたことが致命的であった（吉岡2011:79）。それ故に、「想定外」という表現が用いられるわけであるが、「想定外」とは、統治者側が「想定外」のケースに対し統治能力の欠如を自ら表明しているに等しい。たとえ「想定内」の危機的な事態に対する対応を迫られるにしても、「行政は元来、危機に対しては脆弱である」とともに、危機管理は「行政職員には不慣れで困難な仕事」と看做されているが（浅野2010:19）、かつて国家公務員制度改革推進本部の事務局に起用された経済産業省の改革派の現役官僚である古賀茂明は、原発事故への対応の有り様に、「日本中枢の崩壊」の縮図が現れたとまで指摘する（古賀2011:37）。したがって、然るべき政治的決断が求められる局面において、最も当たり障りがない、場当たりの、穏便な対応がとられてきた。それ故、当分の間、政府全体が右往左往しながら、対処療法的な対応をするのが精一杯であり、ある程度の時間が経過しないと、「想定外」のケースに対する統治能力は向上してこない点を覚悟しなければならない。

3.1. 瑣末主義的感情政治と「菅おろし」

そうした中、2011年6月2日、菅政権の震災復興や原発事故に対するガバナンスの在り方を批判し、また菅直人首相の稚拙な行動から「首相として器」を論難する自民党・公明党等の野党から内閣不信任議決案が提出され、これに同調するかたちで民主党内の小沢一郎や鳩山由起夫の各グループ等が造反の意思を示したため、結局、「政局」の流れに抗しきれず、菅直人首相は一定の時期を見計らい辞任する意思を表明した。仮に、内閣不信任議決案が可決された場合、菅首相は衆議院を解散し総選挙を実施するという意向

を持っていたが、その場合、民主党が分裂する事態が予測されたため、菅は首相を辞任することで事態の收拾をはかった次第である。尚、内閣不信任議決案は圧倒的多数で否決された。

何故に、この時期に、党利党略に走りながら「政局」を混乱させる必要があるのか。求められるべき原発事故に対する政治的決断が、「政界」においては、首相の首を据え変えることなのか。ここに、自民党政治の時代から変わらない、日本の政治の宿痾というべき、首相の首を据え変える権力闘争に関与しながら政治家としての地歩を固めていく「古い政治」が露呈している。もちろん、そのような「古い政治」については、被災地の人びとはもちろんのこと、多くの人びとからも到底理解を得られるものではない。いわんや、政治や政党に対する不信が増幅されるだけである。

そもそも、首相を変えたところで、原発事故は収束するのであろうか。本来、空前絶後の「国難」に直面した場合、「政治休戦」をとり、佐藤優が指摘するように、団結して菅直人首相を支えるべきではないか（佐藤 2011 ; 17）。疑問は尽きないが、不可解な政治行動が突如として迫り上がったのにはそれなりの理由がある。それは、後手に回っていた「原発アクター」による巻き返しが始まったのである。

なるほど確かに、菅直人首相および政府、具体的には経産省と文科省の原発事故への対応には問題が認められる。例えば、原発事故に関するアカウントビリティの在り方をはじめ、避難措置、子どもの年間許容被曝量を 20 ミリ・シーベルトに設定した点などが上げられる。但し、いずれの問題も、市民の批判を真摯に受け止め、政権内部および政権与党の民主党内部から然るべき弾力的な修正が提示されれば済む問題である。

日本経済新聞の編集委員である清水真人が、菅直人に対して、「原発危機にのめり込むあまり、ほかの震災対策をめぐる総合調整は後回しにしがちだった。最高指揮官の首相が官邸をガラ空にし、最前線へ突進する。保安員や東電、原子力安全委らが上げる情報は疑い、現場で自分の目で確かめたものしか信じない」として手厳しく批判する（清水真人 2011 : 10）。その批判の論法は、菅の稚拙な行動から「首相として器」を論難する野党のそれと同様である。具体的には、菅が官邸を離れ震災直後ヘリコプターで被災地の状況を自分の目で確かめに行ったことや、東電本社へ乗り込み東電幹部に叱咤を加えたことを取り上げながら、菅の「首相として器」や政治的パーソナリティを問題にする。

これこそが「瑣末主義的感情政治」の出現である。それは、重箱の隅を突つつくように、些細なことやどうでもいいようなことで揚げ足を取り、かつまたそれを大袈裟に取り上げた上で、人びとの怒りを煽り、政争にまで持ち込むという政治状況である。通常、「瑣末主義的感情政治」は、政治的クリーヴッジが少なく、政党間の主張に際だった違いがない、いわば平穏な政治状況を打開するかのように現れる傾向がある。ところが、今回の場合、「瑣末主義的感情政治」が「菅おろし」の目的をカモフラージュするかたちで現れたことに殊の外注意しなければならない。

菅直人は、「原発アクター」にとって一線を超えた大変リスクな首相に変貌したと捉えられるようになった。震災が起きる前までは、「原発ルネサンス」に浮かれつつ、ベトナムへ原発を輸出しようとして熱心な営業を行っていた人間とは別人のように思われた。エネルギー基本政策を白紙に戻した上での「国策としての省エネ、国策としての再生可能エネルギー増大」と発言した点、東電の賠償問題に際し原子力損害賠償法における免責事項（「異常に巨大な天災地変」）に該当せず東電に賠償金を支払う責任があると明言した点、また 2008 年に地震調査研究推進本部が「今後 30 年間に M8 クラスの東海地震が起きる確率は 87%」と予測したことを踏まえ、近い将来起こりうる可能性が極めて高い東海地震により、福島第一原発と同様の原発震災を惹起する蓋然性のある浜岡原発の停止を中部電力に要請した点、さらにフランスのドービルで開催された G8 サミットにおいて、「最高度の原子力安全」を目指しながらも、2020 年代の早期に自然エネルギーの発電比率を 20%以上にまで引き上げ、太陽光パネルを国内約 1,000 万戸の屋根に設置すると公

約した点などは、これまで自民党政権以上に原発を推進してきた民主党政権にありながら、菅首相の果敢な政治的リーダーシップとして評価できるように思える。ちなみに、先に触れた浜岡原発差止訴訟弁護団長の河合弘之弁護士は、菅首相の浜岡原発の停止要請を、「歴史的な大英断だと評価するべきだ」と述べている（河合・大下 2011：23）。しかしながら、「原発アクター」にとっては、このような菅首相の政治的リーダーシップが脱原発への流れを加速する驚異として受け取られたのである。それが、これまで原発を推進してきた自民党・公明党および民主党の一部から「菅おろし」として突如沸き上がった次第である。「瑣末主義的感情政治」の演出は、こうした本質的問題をカモフラージュしている役割を担うものであると看做せる。いずれにしても、「原発アクター」の意を汲む「政界」における重大な政治的決断は、脱原発の政治的リーダーシップを削ぐこととして現れた次第である。

菅政権退陣後、原発事故に対する然るべき政治的決断は為し得るのか。衆参ネジレ国会の現状を踏まえ、衆参の意思の一致をはかるべく、被災地の復旧・復興を目的とした、期限付き・条件付きの「臨時内閣」に相当する、民主党と自民党とによる大連立を求める世論が強くなっている。ところが、2010年の参院選に大敗した民主党は、政策ごとに合意を交わす「部分連合」を自民党に提起したが、不調に終わっている。「部分連合」の経験がなく、たとえ被災地の復旧・復興および原発事故の対応に目的を限定した大連立政権が指向されるにしても、むしろ今後の「政局」の動向は、「原発アクター」による巻き返しと相俟って、党利党略をめぐる一層混迷の度合いを増すように思える。それでは、「強い参議院」を所与の条件にすると、衆参両院で過半数に達するための政界再編しか方法は見出せないのであろうか。そう考えると、当面、原発事故に対する然るべき政治的決断は期待できそうもない。こうした事態は、なし崩し的に「政治的非決断」という不作為の政治的決断が行われていることを意味している。

このように、「脱原発をめぐる政治」は、原発事故対応における政治的決断をさせない政治状況をつくりながら、「菅おろし」に帰結した。ここで注意しなければならないのは、「菅おろし」が「政治主導」から「官僚主導」へシフトする転換点になりかねない点である。現に、経産省内において原発の開発利用推進行政と安全規制行政とを一体的に担う原子力行政の在り方が問題視され、かつまた経産省の原子力安全・保安院の解体・再編についても問題とされる中で、菅政権がその終末を迎えると、早速、福島第一原発の事故調査・検証委員会を経産省の影響下に置こうという画策が起きた。おそらく、事故調査・検証委員会は、原発の開発利用推進行政と安全規制行政を同じ経産省が担ってきたことを問題にせざるをえないであろう。しかし、経産省は省益を護持するために、細部の行政マネジメントを固めた上で、あるいはまた福島第一原発の事故の調査・検証を骨抜きした上で、全体的な方向性を定める原発ガバナンスに拘束を掛けようと画策したわけである。経産省の行動も、「原発アクター」の巻き返しと理解できるであろう。

3.2. 「予防原則」とゾーン・コントロール

若干振り返ってみよう。誰が首相であろうとも、どの政党が政権を担うにしても、また「想定内」であろうと「想定外」であろうとも、喫緊の課題である福島第一原発事故に対応するため、「予防原則」に則った危機管理を基本としつつ、「最悪のシナリオ」というアカウンタビリティを示すこと、その上でゾーン・コントロールを的確に指示すること、この2つの政治的決断が求められた次第である。政府は市民に対して、福島第一原発事故の現状とその現状から発生する恐れのある「最悪のシナリオ」を示すべきであった。そして、「最悪のシナリオ」に至らせないために、「逆算」して、然るべき方法により対応することをきちんと説明すべきであった。これが「予防原則」に則った危機管理の手順の最初である。政府が「最悪のシナリオ」を示せば、人びとの間でパニックが生じるのではないかと付度し、開示に踏み切らなかったのはある意味では政府の過剰防衛であった。たとえ抜き差しならぬ「最悪のシナリオ」であっても、政府とり

わけ説明を行う首相に求められるのは、人心を落ち着かせつつ、毅然として事故へ対処していくことを約束するメッセージ性の強い歴史的スピーチである。このように、「最悪のシナリオ」というアカウンタビリティを行い、その上で放射能の被曝から市民の健康と生命を守るためにゾーン・コントロールを検討し、子どもたちや妊婦の疎開を早め、避難区域を拡大すべきであった。政府が行った対応はこれとは逆であった。原発事故を当初より軽く認識しながらも、原発事故による放射能被害が拡大・悪化するたび、場当たりに避難区域を徐々に広げていった。

6月3日、文科省は、3月12日から5月22日までの積算放射線量が、福島第一原発から北西2km地点の浪江町昼曾根で73.9ミリ・シーベルトだったと発表した。3月12日の1号機の水素爆発および3月14日の3号機の水素爆発により大量の放射性物質が放出され、その多くが3月15日の南東風により北西方向へ流れたものと推測されている。この北西方向に着目してみると、文科省が公表しているデータによれば、北西40km地点の飯舘村草野大師堂では6月5日に5.3マイクロ・シーベルト/時を記録しているが、この値を年間に換算すると46.428ミリ・シーベルトという非常に高い数値になる。さらに北西方向に着目すると、北西62km地点の福島市杉妻町（福島県庁）では1.2マイクロ・シーベルト/時（年間10.512ミリ・シーベルト）であった。ちなみに、6月11日、西60km地点の郡山（市役所）で1.06マイクロ・シーベルト/時（年間9.285ミリ・シーベルト）であった。周知の通り、チェルノブイリ原発事故においては、年間5ミリ・シーベルト以上の地域を居住禁止区域とした。もし、チェルノブイリの基準を当てはめると、福島市の中心地は居住できなくなる。尚、日本の放射線障害防止法が定める放射線治療室などの「放射線管理区域」は、その数値をみると、0.6マイクロ・シーベルト/時以上（年間に換算すると5.256ミリ・シーベルト）である。したがって、福島市の中心地ですら、「放射線管理区域」の2倍相当なのである。

放射線障害防止法は年間の被曝限度を1ミリ・シーベルトと定めている。ところが、3月28日、ICRP（国際放射線防護委員会）が日本政府に対して、緊急事態発生時においては、被曝限度の基準を一時的に緩和（年間100~20ミリ・シーベルト）するように勧告したので、この勧告を受けて政府は一般成人の年間被曝限度を20ミリ・シーベルトに引き上げた。しかし、この20ミリ・シーベルトとは、ガンマ線の空間線量であるにすぎない。今回の原発事故において、市民が報道を通じて日常的に耳にするようになった「ミリ・シーベルト」や「マイクロ・シーベルト」は、実は、ガンマ線の空間線量を意味しており、そこには呼吸および食物や水の摂取から体内に入り厄介な内部被曝をもたらすアルファ線やベータ線に関する点は考慮されていない。ちなみに、福島原発から漏出された放射性物質のうち、ヨウ素131とセシウム137はガンマ線とベータ線、ストロンチウム90はベータ線、プルトニウム239はアルファ線を放出する。

したがって、放射線障害防止法がガンマ線の空間線量を手掛かりに年間被曝限度を1ミリ・シーベルトと定めたのは、測定できないアルファ線やベータ線による内部被曝のリスク、および低レベル被曝のリスクを下げるための予防的な意図があると考えべきである。それ故に、年間被曝限度を20ミリ・シーベルトに引き上げたことは、その分だけ内部被曝や低レベル被曝のリスクを高めることにつながる。換言すれば、政府が市民に対し、内部被曝や低レベル被曝のリスクに対する許容範囲の拡大と受忍限度の引き上げを強要したことになる。尚、年間被曝線量が20ミリ・シーベルト以下であれば、健康や生命に影響を及ぼさないという科学的根拠はどこにもないのである。それから、ガンマ線の空間線量ですら測定器の設置場所によって測定値にバラツキが生じる。ガンマ線の空間線量において問題になるのは、土壌に付着しやすく、半減期が30年と長いセシウム137であるならば、より地表に近い放射線量を測定すべきである。

附言すれば、ICRP勧告を受けながら定めた日本政府の20ミリ・シーベルトという年間被曝限度は、ICRP基準がそうであるように、あくまでも緊急事態が発生した時の暫定的な数値であり、しかもそれは一般成人を対象としているのであって、子どもや妊婦は避難が原則である。そうすると、残念ながら、日本はICRP

基準を初めて子どもにまで適用した不名誉なケースとなってしまった。

4月21日、政府は原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原発から20km圏内を「警戒区域」に指定した。その20km圏内に該当する富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楡葉町、南相馬市、田村市、葛尾村に対し、「警戒区域」における立入り禁止もしくは制限、またこの区域からの退去を命じた。続けて、政府は、4月22日に、葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部、南相馬市の一部を「計画的避難区域」に指定し約1ヶ月以内で住民の立退きを、また広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部、南相馬市の一部を「緊急時避難区域」に指定し緊急時に避難のため住民の立退きまたは屋内退避の準備を命じた。

福島原発事故に対応し年間被曝許容量を20ミリ・シーベルトに引き上げたのは、福島市(2011年3月1日現在推計人口293,008人や郡山市(2011年6月1日現在推計人口335,449人)のような都市を避難区域に指定しない方便とも理解できる。都市を巻き込んだ避難や疎開は混乱の度合いを高め、天文学的な数字の損害賠償請求額が提示される恐れがある。しかし、6月3日、「計画的避難区域」の飯館村の北西に位置する伊達市霊山町石田で年間20.1ミリ・シーベルトを超えることが明らかになってきた。そこから西へ20km進むともう福島市の中心地である。こうしてみると、政府のゾーン・コントロールは、薄氷を踏むかのような、微妙なラインで成り立っていることがわかる。

ゾーン・コントロールの問題性は、高濃度の放射性セシウムで汚染された肉牛の検査で露呈した。7月14日、福島県は、福島第一原発から北西約60kmの福島県浅川町で、肉牛から放射性セシウムが発見された問題で、その肉牛の飼育のために餌として使われていた稲わらから基準値の約73倍にあたる2万2045ベクレルの放射性セシウムを検出したと発表した。しかも、この稲わらは、浅川町の西に位置する白河市(福島第一原発から北西約70km)の農家から提供されたものであった。当該肉牛42頭は既に出荷され、そのうち5頭の肉320gが、4月27日から6月20日にかけて、東京都など1都4県のイオンで販売されていた。

こうしている中、福島第一原発事故はさらに悪化した。6月12日、東電は高濃度の放射能汚染水が地下水を汚染し、国の基準の約240倍に当たるストロンチウム90を検出したと公表した。この事態は余りにも深刻である。というのも、小出裕章によれば、ストロンチウム90の検出は、溶融したウラン燃料が、压力容器→格納容器→コンクリート部分へと落下し、そのコンクリートを破壊した上で、ストロンチウム90を含む放射能汚染水がとうとう地下水に到達したことの証左であるという。水素爆発によって原子炉外部に飛び散ったストロンチウム90は酸性であり、水に溶けにくい性質をもっているため、放射能汚染水の中からストロンチウム90が検出されるとは考えにくい。おそらく、溶融したウラン燃料がコンクリートに落下した際に、そのコンクリートと反応することで、水に溶けやすいアルカリ性のストロンチウム90が生まれたと推測できる。

そうすると、原子炉建屋地下のコンクリート部分に溜まった放射能汚染水を压力容器→格納容器→トレンチというかたちで大循環させても、汚染水が漏出し地下水や海洋を汚染する事態を食い止めることはできない。小出裕章の言うように、大型石油タンカーをもってして汚染水をタンカーへ移し替え、新潟県柏崎市にある刈羽原発の施設において処理する以外、良策は見当たらない。尚、政府と東電は、7月19日、汚染水の問題が残るものの、原発事故の収束に向けた「工程表(改訂版)」のステップ1「原子炉の安定的な冷却」が、「循環注水冷却システム」の稼働により、予定通7月までに達成できたと自己評価した。

4. 「原発レジーム」の解体

自民党において数少ない脱原発論者の河野太郎は、朝日新聞の取材に応じ、原発の安全神話がどのように作られたかという質問に対し、「中心は自民党と経済産業省、電力会社」と指摘しつつ、併せて次のよう

に説明した。

自民党は電力会社から金をもらい、立地自治体に補助金を出しやすい制度を整えてきた。経済産業省は電力会社に金を出させて公益法人を作り天下っている。東芝や日立などメーカーに加え、建設業界など産業界も原発建設を後押しした。電力会社は大学に研究費を出し、都合の良いことしか言わない御用学者を作り出す。多額の広告代をもらうマスコミは批判が緩み、巨悪と添い寝してきた。政・官・産・学・メディアの五角形が「安全神話」をつくった（『朝日新聞』2011年5月5日）。

河野の説明は、原発の安全神話がどのように作られたかという歴史的なプロセスに言及しているのではなく、原発を推進してきた「政・官・産・学・メディアの五角形」という主体によって原発の安全神話がつくられたことと、当該アクター間の関係に言及している。多少質問と回答とのズレがあるものの、その点を描くとして、むしろ河野の説明が「原発推進政治」および「原発アクター」と「原発レジーム」の核心を突いていることに着目したい。

幾つかの政治アクターどうしが特定の政策や利害によって結ばれ、一定程度の強い政治的影響力を行使している状態を「鉄の三角形」もしくは「政策コミュニティ」と表現されるが、周知の通り、「原発推進政治」の場合、それは「原子力村」と表現されてきた。河野が言う「政・官・産・学・メディアの五角形」は、「原子力村」の言い換えでもあるが、もちろん、原発を推進する主要アクターを念頭に置いた表現である。但し、実態は、政・官・産・学・メディアの他に、電力総連やそれに加盟する労働組合、原発立地地域および原子力・エネルギー環境教育が加わり、いわば八角形を形成している。政・官・産・学・メディア・労・地・教の八角形が「原発アクター」として「原発推進政治」を担ってきたのであるが、「原発アクター」が「原発推進政治」を通じて構築してきた原発を推進するための「原発レジーム」は強大である。尚、民主党政権は自民政権以上に原発に熱心である。とりわけ、電気総連や電機連合および連合から支持を受ける旧民社党の流れを受ける議員は、民主党内の「原発アクター」として民主党における原発推進路線をリードしてきた。

4.1. 東電の賠償問題

ところが、その強大さを誇った「原発レジーム」は、収束の見通しすらたらず制御不能の状態に陥った東京電力福島第一原発事故とその事故の当事者である東電の責任問題が厳しく問われる中、脱原発の世論の流れが強まり、窮地に立たされた次第である。そして、今後の最大の争点は、原発事故を引き起こした東電の賠償問題であるが、その賠償問題は東電を存続させるかべきか・それとも解体させるかべきかという根本的な責任問題という論点、および発電と送電を分離し電力自由化を進めるべきかという論点にも関連してくるのであり、当然、それらの論点は、脱原発に向けたエネルギー基本政策の変更、かつまた「原発レジーム」の解体にも連動してくる。その意味でも、東電の賠償問題は、最大の争点といえるのである。

原子力損害賠償法第3条は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係わる原子力事業者がその損害を賠償する責めに任じる」として、原子力事業者に対する厳格責任、すなわち無過失責任を負わせている。しかし、同条の但し書きに、「その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りではない」として免責条件を規定している。今般のM9.0を記録した巨大地震とその津波が、免責条件の「異常に巨大な天災地変」に該当するかについては、既に触れたように、菅首相は該当しないと明言し、東電の賠償責任は逃れられないとの判断を示した。しかし、東電の賠償問題が司法の場において争われたならば、これは大変微妙で

ある。忠実な文字解釈を行えば、今回の巨大地震とその大津波が「異常に巨大な天災地変」に該当するであろう。もともと、原子力損害賠償法は、想定外の「異常に巨大な天災地変」に備え、その場合の免責をしたたかにも用意していたのである。逆に言えば、想定外の「異常に巨大な天災地変」に際して起きた場合の過酷事故が招く天文学的な数字の損害賠償請求に対し法的に拒否しえる権利を原発事業者に予め付与していたのである。

しかしながら、東京大学の地震学者ロバート・ゲラー教授によると、今回の巨大地震とその大津波は、1970年時点での地震学や地球科学の水準では想定外として認めざるを得ないが、1970年以降今日に至る地震学や地球科学および関連分野の目覚ましい進展を反映させると想定できたはずであると指摘する（ゲラー2011）。2004年のスマトラ島沖地震でも明らかのように、沈み型プレート境界付近ではどこでもM9クラスの地震が発生する可能性があり、事実、東北地方の太平洋沖合を震源とするM9クラスの地震は過去3,000年の間に3回発生したことがわかっており、そのうち869年の貞観地震では、今回の同じ程度の大津波が押し寄せたこともわかっていた。そうすると、この貞観地震とその津波を基準にしながら、今回のような巨大地震・大津波を予め想定すべきものであり、想定外の「異常に巨大な天災地変」などといって免責されないばかりか、むしろ、東電に対しては、想定すべきものを敢えて想定外とした故意、かつまた然るべき安全対策を講じなかった不作為による過失責任が問われてくる次第である。それにしても、千年に一度の割合で起きる巨大地震・大津波を基準として想定し、それへの安全対策を原発に施すとなるとコストは嵩むし、併せて放射能汚染に対する損害賠償にかかるコストも勘案すると、基本的に、地震・津波列島日本において、原発を立地することは不可能である。ここで、ウルリヒ・ベックの議論を敷衍すれば、現前する「第二の近代」である「リスク社会」において、原発のようなリスクのかたまりに対して冷静に自省すれば、リスク・ヘッジ（危険回避）のために、脱原発を選択するのが賢明な「自省的近代化（reflective modernization）」の在り方といえる。

それでは、政府が示した東電賠償スキームはどのようなものであろうか。まず、政府は原子力損害賠償法第3条但し書きの免責条件に該当しないと判断した上で、損害賠償スキームを考案した。それは、政府が公的資金（無利子の「交付国債」）を、また電力各社が負担金を、並びに金融機関が政府保証付きの融資を、それぞれ新設の「原子力損害賠償支援機構」に拠出し、次にこの「機構」が東電の発行する優先株や社債を引き受け、東電はその引き受けで得た資金を基に経営を立て直しながら、上限を定めない損害賠償を行うというものである。要するに、東電の存続がまず先にあり、政府や各電力会社が資金を拠出した上で、東電に損害賠償の支払を行わせるわけである。尚、この賠償スキームの原案は、東電の大株主の都市銀行の提案を受けた経産省が立案したといわれている。

しかしながら、政府が原子力損害賠償法第3条但し書きの免責条件に該当せず、同条の無過失責任の賠償原則を東電に課すならば、膨大な損害賠償請求により東電の債務超過の可能性が高まり、その可能性を確定して直ちに会社更生法を適用し、東電を法的に整理・解体する方向が採用されるべきである。また、健全な資本主義の論理からすれば、重大な事故を起こし、甚大な被害を及ぼしつつある東電を解体するのが当然である。東電は、全ての資産とりわけ送電線を売却しこれを賠償金に充てるべきである。その破綻処理方法としては、1998年に破綻した日本長期信用銀行のケースを参考にすべきであろう。まず、東電を国有化し、全資産を売却し、賠償を進めていく。また、株主は有限責任が株式会社の原則であるから、株価が暴落もしくは喪失したからといって、それは甘受しなければならない。但し、東電の存続もしくは解体のいずれも、国民に対し一定の負担（増税や電気代）を強いるものとなる。

資本主義は、シュムペーターが指摘したように「創造的破壊」を基本とする。すなわち、新陳代謝が当たり前であり、栄枯盛衰は世の常と捉えている。それは会社組織そのものにも該当する。重大な事故を起

こし甚大な被害を及ぼしつつある会社組織が、然るべき損害賠償を行い、市場から退場を命じられるのは当然である。しかし、東電という会社組織が、支援を受けながら存続するとすると、「創造的破壊」や新陳代謝が止まってしまい、脱原発や自然・再生可能エネルギーへエネルギー・シフトの道、および環境産業革命への道を閉ざしてしまう。地震・津波列島というべき日本列島の上に原発を建設し、それが「原発震災」というかたちで今回のような重大な事故を引き起こすと、社会的損失は計り知れない。経済活動や日常生活が広範囲に支障をきたし、かつまた人びとの健康や生命に危害を与える厳然たる事実が白日の下にさらされた。その事態は改めて「国難」という表現が正鵠を得ているほどである。これで東電が解体されないのならば、日本は資本主義といえるのであろうか。

顧みれば、日本資本主義は、奥村宏が言うように、未だに会社本位の法人資本主義をベースに据えている。そこでは、会社組織と社員との関係は、近世の武家社会における「お家」と「家臣」との関係に酷似する。「お家」が大事であり、「お家」があつてこそ「家臣」は「家臣」としていられるのであり、たとえもし「主君」が「お家」を滅ぼしかねないような暗愚の人物であれば、その「主君」を除いてまで「お家」を守るのが「お家」を大事にする「家臣」の究極の忠義であった。これが「お家」安泰の論理の本質である。東電という「お家」が解体＝断絶することは、社員という「家臣」が失業＝浪人になることを意味する。したがって、福島第一原発事故に対して、東電の労組およびその上部団体である電力総連にとって、原発推進の方向性（「家訓」）を堅持した上で、東電という会社組織（「お家」）と社員（「家臣」）の雇用を守るのが至上命題なのである。会社の持続可能性に拘泥することこそ、日本資本主義の最大の弱点である。すなわち、経済のグローバル化において、一方において、国際競争力や産業構造の観点から、あるいはまた企業経営（者）の問題性からみて、退場すべき会社を温存し、また他方において、国際競争力が強く、成長の見込まれる産業分野への労働力移動を困難にしてきた。東電の賠償問題は、改めて日本の資本主義の在り方にも関連する問題であることに気付く。

4.2. 「原発マネー」

さて、東電の賠償問題に関連し、発電と送電を分離した上で電力自由化を推し進めるべきかというもう一つの重要な論点がある。枝野官房長官は、東電存続の賠償スキームとは別に、送発電の分離および電力自由化の選択肢は否定されるべきではない発言した。本来ならば、東電解体→送発電分離・電力自由化→脱原発／自然・再生可能エネルギー→「原発レジーム」解体という順当な政治日程が预期される。ところが、送発電分離・電力自由化は、「原発アクター」にとっては「原発レジーム」の解体に連動しかねないため、「原発アクター」は頑強な「拒否権プレイヤー」として政治の世界に登場するであろう。

送発電分離および電力自由化とは、発電事業者と送電事業者とを分離し、自由化された発電事業に、とりわけ自然・再生可能エネルギーを発電する事業者の新規参入が可能となり、発電した電力を送電事業者の送電線を通じて顧客に売電しえる仕組みを意味する。しかも、後述のように、地球温暖化対策の政策誘導としてフィードインタリフ（固定価格買取制度）を導入し、自然・再生可能エネルギー発電事業者の経営を支援する。同様に、例えば、自宅の屋根に太陽光発電パネルを設け発電したり、農家が自分の農業用水路に発電用の小規模水車を数台並べて発電したりして、個人でも売電しやすくなる。大規模発電に代わり無数の小規模発電が広がり、今後の進化が期待される蓄電装置とスマート・グリッドの組合せにより安定的なエネルギーの供給を可能とする。このような状態が広がると、「原発レジーム」を支えてきた「10電体制」の地域独占と総括原価主義電力料金は成り立たなくなる。

そもそも、「原発レジーム」は潤沢な「原発マネー」を給付することによって持続してきた。その「原発マネー」の調達は、2つのルートがある。その一つは、先ほど触れた「10電体制」の地域独占と総括原価

主義に基づく電力料金収入であり、今一つは、電源三法に基づく電源立地促進対策交付金（「原発交付金」）である。

電力料金収入から調達した「原発マネー」の給付を見てみよう。全国を10の区域に分け当該地域を独占する10社の電力会社がある。これが「10電体制」による地域独占である（但し、沖縄電力は原発をもたないので、「9電体制」とも呼ばれる）。定められた地域において、競合相手となる電力事業者は存在しないので、経営は安定すると同時にコスト意識に乏しくなる。そこに総括原価主義による電気料金の仕組みが加わる。総括原価主義とは、電力会社のコストの全て、つまり原発に関するコストはもちろんのこと、宣伝広告費、研究開発費、人件費も全て含めて電気料金の中に組み込むことができ、しかもその全コストの3%を利益率として上乗せすることができ、都合併せて電気料金として電力消費者へ売電する。電力消費者は他に代わる電力事業者を選ぶことはできず、請求された電気代を支払う以外ない。そうすると、このような総括原価主義の場合、原発を何基つくろうとも、メディア対策として多額の宣伝広告費を支払おうとも、いわゆる御用学者へ研究費を給付しようとも、かかったコストは全て電気代に転嫁できるので損をすることはないのである。

次に、1974年、田中角栄内閣の時代につくられた電源三法（発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法）に基づく電源立地促進対策交付金すなわち「原発交付金」を見てみよう。まず、国税目的税として制度設計された電源開発促進税を、電気料金の中へ組み込み電力消費者に負担させる。電源開発促進税は目的税故に特別会計に計上されて、電源立地促進対策交付金として地元自治体へ給付される。それは、原発の工事が始まる以前の「電源立地等初期対策交付金」に始まり、工事着工時点から運転終了までの期間の「原子力発電施設等周辺地域交付金」の給付、さらに加えて原発の運転が続く限り「原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金」が給付される。

この結果、「原発交付金」に依存する地域が出現した。そこでは、地場産業が急速に収縮し、反対に建設業が肥大化するとともに、さらなる原発建設に期待せざるをえない構造が植えつれられてしまう（清水修二 2011a）。そのような地域の有り様は鎌田慧が丹念に取材を重ねてきたが、特に、若狭湾岸や福島県の浜通りのような原発が集中するようになった地域は、「ながいあいだ、政治から見捨てられて地域」であったという（鎌田 1988: 176）。そのような地域にとって、原発は極め付けの公共事業であった。鎌田によると、福島第一原発がある大熊町の1978年の町税は19億2,000万円であったが、このうち原発由来の税収は17億円に達したという（鎌田 1988: 98）。

4.3 国策としての原発推進

「原発レジーム」における法制度の基軸は、原子力委員会の「原子力政策大綱」（2005年）と経済産業省の「エネルギー基本計画」（2010年）である。「原子力政策大綱」は、自民党政権における原発に関する基本政策であるが、そこでは、「原子力発電がエネルギー安定供給及び地球温暖化対策に引き続き有意に貢献していくことを期待するためには、2030年以後も総発電電力量の30~40%程度という現在の水準程度か、それ以上の供給割合を原子力発電が担うことを目指すことが適切である」としている。「原子力政策大綱」が目標として掲げた原発の電力供給割合は、2009年の政権交代後、民主党政権によって割増しされ、原発推進に一段と拍車が掛かった。その点については、「エネルギー基本計画」において如実に現れている。そこでは、「電源構成」に占める「ゼロ・エミッション電源」（原発や自然・再生可能エネルギー）の比率を、現状34%から2020年には約50%、2030年には約70%以上（うち自然・再生可能エネルギーが20%）へと大幅に増加する目標が掲げられている。そのために、「政策総動員により、最大限の導入を図る」ことを通じて、少なくとも14基以上の原発の新増設、および原発の「設備利用率」を約90%にまで引き上げる

としている。さらに、その「エネルギー基本計画」は、「エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策といった問題意識に根ざした原子力発電の推進」を、「国民の努力」にまでしている。

また、原発推進は地球温暖化対策と連動している。それは、「エネルギー基本計画」のみならず、環境省の「環境基本計画」（2006年4月17日）にも明示されている。第2章「環境保全施策の体系」に、地球温暖化対策における「温室効果ガスの排出削減対策・施策」の一つとして次のようなくだりがある。「エネルギー供給部門において、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電について、地球温暖化対策の推進の上で極めて重要な位置を占めるものとして、その的確な運用や放射性廃棄物処分の適切な実施、情報公開に努めつつ安全確保を大前提とした着実な推進」を謳っている。それ故に、地球温暖化対策基本法の第17条に、「太陽光、風力等の新エネルギー等に関連する技術、燃料電池に関連する技術、安全を基本とした原子力発電に関連する技術その他の温室効果ガスの排出の抑制に資する革新的な技術の開発を促進し、環境保護、経済発展及びエネルギーの分野における安全保障に資する社会基盤を確立するため、財政上又は税制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする」とある。

こうして、原発推進は、エネルギー政策はもちろんのこと地球温暖化対策の上でも、政府から「国策」という別格な位置づけを与えられた。ところで、そもそも「国策」とは一体何であろうか。それは、国家政策の略語であるが、そこには政権交代によって政府が代わろうが、国家としての基本政策である国策は変更されることなく推進される、いわば半永久的な基本政策であって、それ故に主権者の政治的意思をも超越した「国家意思」に相当するといえる。「国家意思」はイデオロギーにはかならない。イデオロギーとしての「国家意思」は、相対化されたり批判されたりすることを嫌悪し、すすんで「国民の努力」として受容するように強要する、国家権力が作用していることについて見落としてはならない。

4.4. 原発と持続可能性

尚、附言すれば、原発推進という国策の在り方は、地球温暖化対策のみならず自然・再生可能エネルギーと連結させるところが実に巧妙である。「エネルギー基本計画」や「環境基本計画」および地球温暖化対策基本法において、地球温暖化対策に原発と自然・再生可能エネルギーが並列して記載されているのに気付く。両者を非化石燃料であるが故にCO₂を排出しない「クリーン・エネルギー」として同格に見立てるわけであるが、いざ推進という場面においては全く別格の存在であり、もちろん推進の中心は原発である。地球温暖化対策の文脈において、大変危険な放射能を産出する原発を自然・再生可能エネルギーと同様にCO₂を排出しない「クリーン・エネルギー」として同格に並び立たせ、温暖化対策のそれこそ「枕詞」に自然・再生可能エネルギーを打ち出しながら、しかしその対策の中心は実は原発の推進にあるというレトリックが用いられている。このようなレトリックは、温暖化対策のために自然・再生可能エネルギーを推進しないと記してはいないわけであるから、自然・再生可能エネルギーを推進すべきと願う人びとの意思を一定程度取り込む効果はある。また、自然・再生可能エネルギーを推進する意思に、原発をやむを得ず容認もしくは黙認する消極的な意思を上塗りする効果もあるだろう。

このような文脈の延長に、東京大学を中心にした「サステナビリティ学連研究機構」（IR3S）の「サステナビリティ学」がある。そのIR3Sが重点的に取り組んでいるのは、「低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の融合による21世紀持続可能型社会の構築」であるという（小宮山2011:24）。そのためには、2030年までに、「再生可能エネルギーと原子力エネルギーの利用率」を50%に引き上げることが目標とされている（西尾2010:31）。このように「サステナビリティ学」には「再生可能エネルギーと原子力エネルギー」が同類として語られている。尚、IR3Sの中において大変興味深い議論に、原発が「持続可能であるための条件」として、「原子力発電のサステナビリティ」の10項目（技術的な裏付け、総合的経

済性、広い意味での安全性、資源的問題がない、廃棄物が安全に処分できる、人材育成維持・技術力維持、将来世代に大きな負担を残さない、社会的に受容できる、技術的課題が制御できる、人文社会学的課題が理解・合意される)が提示されている(田中 2010: 153-154)。しかしながら、今回の福島第一原発における重大な事故に照らしてみると、10項目全てに疑問を禁じ得ない。就中、「将来世代に大きな負担を残さない、社会的に受容できる、技術的課題が制御できる」からすると、「持続可能であるための条件」を失墜したと考えざるをえない。原点に戻り、子孫に巨額のコストと放射線の内部被曝による晩発性の健康被害をもたらす原発と「サステナビリティ」とが、そもそも両立しえるものなのか、根本的な議論が求められる所以である。

4.5. 「原発レジーム」の「ロックイン」と「外生的ショック」

思うに、「原発レジーム」は「古い政治」の極め付けの集約であった。「原子力政策大綱」や「エネルギー基本計画」および「環境基本計画」によって、原発推進の方向性と数値目標を示すとともに、電源三法に基づく「原発交付金」という禁断の「原発マネー」によって自治体を惹き付けてきた。その「原発マネー」に惹き付けられた自治体は「原発マネー」に深く依存するとともに、その原発が立地する地域では、原発および建設土木関連の産業と雇用に地域経済の振興を託してきた。古い原発の「経済効果」が低下すれば新しい原発の建設を、自治体が国へ陳情してきた。国レベルにおける原発の推進と、地域レベルにおける原発による地域の振興が連動した。「原発レジーム」は、「国策」として、併せてまた地域の存立を担う仕組みとして、強固に「ロックイン」された。しかも、「ロックイン」された「原発レジーム」は、「9電体制」および総括原価主義によって二重に「ロックイン」されてきた。1970年代から積み重ねられてきた経路依存性の上に成り立つ、強固な「二重ロック」が施された「原発レジーム」は、さらに地球温暖化対策の切り札としての役割を担うことでより強固に施錠されたのである。しかしながら、先に触れたように、「外生的ショック」をトリガーにして、「原発レジーム」は「アンロック」状態となった。

5. 被災地のサステナブルな復興と「持続可能な福祉社会」

こうしてみると、「脱原発をめぐる政治」がそのターゲットに据えている「原発レジーム」を解体することは、単に、虚構の安全神話と虚偽の必要不可欠性によって運転している原発そのものをなくせば、それでよいというわけではないことが理解できる。脱原発の意思決定の延長に、自然・再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー基本政策と地球温暖化対策の再構築、環境産業革命の推進、原発に依存しない地域開発、および持続可能な福祉社会の構築という課題に関連してくる。換言すれば、「原発レジーム」という旧体制の解体は、「新しい文明」としての「低炭素産業社会」を切り拓くための「新しい政治」の課題を改めて導き出したのである。しかも、「被災地の単なる復興ではない」かたちで、被災地に具現化しなければならない。柄谷行人は「原発の廃棄を通してのみ、つぎになすべきこと、なしうるが見えてくるのである」指摘する(柄谷 2011: 27)。

ソフトバンクの孫正義社長は、被災地への義援金として、100億円と代表報酬を寄附するとともに、10億円を拠出し財団を設立して、自然エネルギーの研究や政策提言を行うという。また、孫は、「津波で潮を被った土地」を「東日本ソーラーベルト」の拠点とし、「かつての港は太陽の港、風の港として、新しく甦る。それを復興プロジェクトとして、被災したみなさんに大規模な雇用を提供できる」という壮大なビジョンを打ち出した(孫 2011: 51)。

これに私案であるが、ナショナル・トラストのような、いわば「サステナブル・トラスト」を連結する方法もあるだろう。「サステナブル・トラスト」は、全国的な基金を以て、ナショナル・トラストのよ

うに、被災地の土地所有者から所有地を買い上げる。被災者は土地を提供した代金で高台の土地や住宅を購入する資金にあてる。そして、被災地に、太陽光発電を含め自然・再生可能エネルギーの施設をつくり発電した電気を電力会社へ売電する。売電して得た利益は、施設の建設費や維持費にあけるとともに、また土地提供者への還元、そして「サステイナブル・トラスト」に基金を拠出した市民へ配分される仕組みである。この仕組みだと、結構、想定外の奇特なマネー・ゲームの余剰金をも吸収できるかも知れない。しかもマネー・ゲームによるマネーの出し入れによって基金が影響を受けることもない。

こうした「サステイナブル・トラスト」は、フィードインタリフ（feed-in-tariff：TFT：固定価格買取制度）がなければ成り立たないが、奇遇にも、震災が起きたその日、3月11日に、TFTの妨げになっていた「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」が廃止され、日本版フィードインタリフとなる「電気事業者による再生可能エネルギー電気調達特別措置法（TST法）」が閣議決定された。

TST法は、太陽光、風力、水力、地熱およびバイオマスという自然・再生可能エネルギーを、電力会社が10数年間にわたり固定価格で買い上げる制度である。太陽光発電でみると、一般の住宅における買取価格は「当初は高い買取価格を設定。太陽光発電システムの価格低下に応じて、徐々に低減させる」とし、買取期間を10年と定めた。また、発電事業者における買取価格は同様であるが、買取期間を15-20年と定めた。太陽光以外の買取価格は15-20円/kWh、買取期間は15-20年である。TST法が成立すると、「サステイナブル・トラスト」は、太陽光等の自然・再生可能エネルギーを発電・売電して経営が成り立つ見通しがつく。これに、東電および東北電力から分離された送電線へのアクセスが無料開放されれば、「サステイナブル・トラスト」の経営は盤石である。河野太郎が「経産省と電力会社と与野党の政治家が一体となって、原子力の利権を守るために、再生可能エネルギーの普及のための政策を潰してきた」と指摘してきたが（河野2011：85）、閣議決定したTST法が国会で審議され法制化されれば、また併せて送・発電分離と電力自由化が実現されれば、再生可能エネルギーの普及に向けて事態は進展するであろう。尚、退陣を表明した菅首相ではあるが、改めてこのTST法の法制化に強い意欲を示した。

このように、脱原発と自然・再生可能エネルギーへのエネルギー・シフトは、新たな産業と雇用、並びにサステイナブルなまちづくりを生み出す、文字通りエネルギー源であることがわかる。これに、自然・再生可能エネルギー関連装置やスマート・グリッド、蓄電装置など関連する環境産業が活性化することは間違いない。そして、これまで日本企業が培ってきた高い環境技術のさるなる高度化が期待でき、かつまたそれが日本の比較優位産業に成長することも期待される。

人生のあらゆる段階において遭遇する生活上の困難、例えば、疾病、定年による所得の喪失、加齢による肢体不自由や認知症、失業、生活破綻、障がいに対し、医療保険、公的年金、介護保険サービス、失業給付、生活保護、障がい者福祉サービスという社会保障が対応してきたが、OECD諸国と比較すると、もともと日本の社会保障水準は低かった。それを補完するかたちで、専業主婦による家事・育児・介護という無償の家族福祉、健康保険や企業年金および社宅などの企業福祉による上乗せ、そして農村地域における各種奨励金や補助金および公共事業に伴う現金支給が行われてきた。これが日本型福祉国家レジームの基本であったが、実際問題として、日本社会において生きていくためには、安定的な雇用と所得および貯蓄によって、かつまた「自己責任」によって、生活上の困難に対応しなければならなかった。要するに、最後の頼みはカネであった。しかし、そのカネを保障する正規雇用と相対的に高い所得を得られる人びとが限られてきた。非正規雇用率は1/3を超え、年収200万円以下のワーキングプアは1,000万人を超える。また、格差と貧困はとりわけ「若者の貧困化」としても現れ、それ故に若年層は家計を支えるために、また女性の高学歴化と社会進出により、夫婦共稼ぎの世帯が増えるが、決して仕事と育児を両立することは

容易ではなく、その結果、多少改善の兆しはあるものの、少子化傾向が続いている。しかし、少子化は次世代の生産年齢人口の減少に直結し、やがて 2040 年には高齢化率 40%を迎える超高齢社会を支えることができるのか、大変難しい局面が到来することが予想されている。

しかも、東日本大震災が起きるまで、新自由主義改革の弊害により格差と貧困が広がる中、日本社会は血縁・地縁・「社縁」が断ち切れつつある「無縁社会」に困惑していた。ところが、未曾有の震災を受けて、助け合い・支え合いがうねりのように盛り上がった。孫社長の言動もそうしたうねりの一つである。今回、被災した東日本の太平洋岸のまちは過疎高齢化が進行するものの、もともと、人びとの間で助け合い・支え合いの関係性が強い地域であった。

東日本震災がなかったとしても、「持続可能な福祉社会」の創造は重要な政治課題であった。しかし、震災をきっかけに、助け合いや支え合いの気運が盛り上がり、困った時はお互いさまという「社会的連帯 (social solidarity)」、困った状態に陥った人を見捨てない「社会的包摂 (social inclusion)」の重要性について改めて気付いた。助け合いや支え合いは、持続可能な福祉社会の精神的支柱である。反対に言えば、持続可能な福祉社会は、助け合いや支え合いというソーシャル・キャピタル (社会関係資本) を基盤にして成り立つ。

なるほど確かに、レベッカ・ソルニットが指摘するように、災害に直面すると、人びとは、「誰もが利他的になり、自分や身内のみならず隣人や見知らぬ人々に対してさえ、まず思いやりを示し」、「見知らぬ人同士が友達になり、力を合わせ、惜しげなく物を分け合い、自分に求められる新しい役割を見出す」かのようなパラダイスすなわち「災害ユートピア」が出現するが、それは一過性に過ぎないという (ソルニット 2010)。

しかしながら、だからこそ、東日本大震災で盛り上がった助け合い・支え合いを受け継ぎながら、被災地において、経済と環境と社会保障とが連動し合う「持続可能な福祉社会」の構築を政治が導くことが課題となる (新田 2010)。かくして、「新しい政治」は、まず被災地の復興と相俟って「サステイナブル・ポリティクス」として展開することが予期される次第である。

参考文献

Boutiliwr, Robert (2009) *Stakeholder Politics : Social Capital, Sustainable Development, and the Corporation*, Stanford Business Books.

Steinmo, Sven (2010) *The Evolution of Modern States : Sweden Japan, and the United States*, Cambridge University Press.

浅野一弘 (2010) 『危機管理の行政学』同文館出版。

朝日新聞社原発問題取材班 (1987) 『地球被爆—チェルノブイリ事故と日本—』朝日新聞社。

飯田哲也 (2011a) 「新政権の環境エネルギー政策はなぜ逆噴射したか」、『世界』第 812 号、pp.139-148。

飯田哲也 (2011b) 「ゲンパツを可能にし、不能にしたもの」、『現代思想』第 39 巻第 7 号、pp.88-94。

岩田喜久夫 (2011) 『経済復興—大震災から立ち上がる—』筑摩書房。

内橋克人 (2011) 『日本の原発、どこで間違えたのか』朝日新聞出版。

江上能義 (1989) 『テクノロジーと現代政治—巨大化する「技術」をどこまで制御できるか—』学陽書房。

大島堅一 (2010) 『再生可能エネルギーの政治経済学』東洋経済新報社。

大前研一 (2011) 『日本復興計画』文藝春秋。

奥村宏 (1991) 『改訂版法人資本主義—「会社本位」の体系—』朝日文庫。

開沼博 (2011) 『「フクシマ」論—原子カムラはなぜ生まれたのか—』青土社。

- 鎌田慧 (1988) 『日本の原発地帯』 河出文庫。
- 柄谷行人 (2011) 「原発震災と日本」、内橋克人編『大震災のなかで—私たちは何をすべきか—』 岩波新書、pp.22-28。
- 河合弘之・大下英治 (2011) 『脱原発』 青志社。
- 川村哲二 (2011) 「日本の『二重の危機』と再生」、伊藤誠・本山美彦編『世界と日本の政治経済の混迷』 御茶の水書房、pp.43-44。
- ゲラー、ロバート (2011) 「あえて『想定』しなかった東電と政府当局」、『世界』第 819 号、pp.74-80。
- 河野太郎 (2011) 「エネルギー政策は転換するしかない」、『世界』第 819 号、pp.82-86。
- 小出裕章 (1986) 「ソ連原発の構造と安全設計」、『経セミ増刊—チェリノブイリ原発事故—』 日本評論社、pp.72-87。
- 小出裕章 (2010) 『隠される原子力・核の真実—原子力の専門家が原発に反対するわけ—』 創史社。
- 小出裕章 (2011a) 『放射能汚染の現実を超えて』 河出書房新社。
- 小出裕章 (2011b) 『原発のウソ』 扶桑社新書。
- 小林傳司 (2005) 「もんじゅ訴訟からみた日本の原子力問題」、藤垣裕子編『科学技術社会論の技法』 東京大学出版会、pp.43-74。
- 小宮山宏 (2011) 「サステナビリティ学の創生—持続型社会をめざす—」、小宮山宏他編『サステナビリティ学・1・創生サステナビリティ学の創生』 東京大学出版会、pp.9-29。
- 佐藤優 (2011) 『3.11 クライシス !』 マガジンハウス。
- サンデル、マイケル (2011) 『大震災特別講義—私たちはどう生きるのか—』 NHK 出版。
- 清水修二 (2011a) 「電源三法は廃止すべきである」、『世界』第 819 号、pp.96-103。
- 清水真人 (2011b) 「国家的危機の政治過程」、佐々木毅・清水真人編『ゼミナール日本政治』 日本経済新聞社、pp.4-44。
- 城山英明 (2008) 「科学技術ガバナンスの機能と組織」、城山英明編『未来を拓く人文・社会科学・1・科学技術ガバナンス』 東信堂。
- 城山英明、鈴木達治郎 (2008) 「巨大科学技術の政策システム—高速増殖炉と国際宇宙ステーションを中心に—」、城山英明編『政治空間の変容と政策革新・6・科学技術のポリティクス』 東京大学出版会、13-42。
- 神保哲夫・宮台真司 (2011) 『地震と原発・今からの危機』 扶桑社。
- 鈴木達治郎 (2008) 「核と原子力の国際システム—科学者コミュニティの役割—」、城山英明編『政治空間の変容と政策革新・6・科学技術のポリティクス』 東京大学出版会、225-254。
- ソルニット、レベッカ (2010) 『災害のユートピア—なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか—』 亜紀書房。
- 孫正義 (2011) 「東日本にソーラーベルト地帯を—太陽の港、風の港で日本は甦る—」『世界』第 818 号、pp.44-51。
- 田中知 (2010) 「原子力はどこまで貢献できるか」、東京大学サイテイナビリティ学連携研究機構編『クリーン&グリーンエネルギー革命—サステナブルな低炭素社会の実現に向けて—』 ダイヤモンド社、pp.138-157。
- 土佐弘之 (2011) 「ハイブリッド・モンスターの政治学—不確実性という活断層—」、『現代思想』第 39 巻第 7 号、pp.154-163。
- 西尾茂文 (2010) 「2030 年のエネルギー需給ビジョン」、東京大学サイテイナビリティ学連携研究機構編『クリーン&グリーンエネルギー革命—サステナブルな低炭素社会の実現に向けて—』 ダイヤモンド社、

pp.24-41。

西尾漢 (2011) 『脱原発しかない—2011.3.11 のあとで— (増補新版)』 第三書館。

新田和宏 (2008) 「新しい政治学と環境政治学—環境政治学方法序説—」、『近畿大学生物理工学部紀要』 第 22 号、pp.89-112。

新田和宏 (2010) 「政権交代と『新しい政治』の政治的意義—<新しい政治>の第 2 局面への対応—」、『近畿大学生物理工学部紀要』 第 26 号、pp.93-116。

日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット (2011) 『EDMC エネルギー・経済統計要覧 2011 年度版』 省エネルギーセンター。

野口悠紀雄 (2011) 『大震災後の日本経済—100 年に 1 度のターニングポイント—』 ダイヤモンド社。

葉上太郎 (2011) 「原発頼みは一炊の夢か—福島県双葉町が陥った財政難—」、『世界』 第 812 号、pp.185-193。

ハーバーマス、ユルゲン (1970) 『イデオロギーとしての技術と科学』 紀伊國屋書店。

ピアソン、ポール (2010) 『ポリティクス・イン・タイム—歴史・制度・社会分析—』 勁草書房。

平川秀幸 (2010) 「科学技術のガバナンス—その公共的討議の歴史と『専門性の民主化/民主制の専門化』—」、山脇直司・押村高編『アクセス公共学』 日本経済評論社、pp.201-219。

平川秀幸 (2011) 「3.11 以降の科学技術ガバナンスに向けて—過去を通じての未来—」、『現代思想』 第 39 巻第 7 号、pp.172-177。

広瀬隆 (1987) 『危険な話—チェルノブイリと日本の運命—』 八月書館。

広瀬隆 (2010) 『原子炉時限爆弾』 ダイヤモンド社。

広瀬隆 (2011) 『福島原発メルトダウン』 朝日新書。

ベック、ウルリヒ (1998) 『危険社会—新しい近代への道—』 法政大学出版局。

藤田佑幸 (1987) 『ポスト・チェルノブイリを生きるために—暮しと原発—』 お茶の水書房。

松本哉 (2010) 「高円寺『素人の乱』の取り組みから」、上智大学グローバル・コンサーン研究所・国際基督教大学社会科学研究所編『グローバル化に対抗する運動ともうひとつの世界の可能性—いかに繋がり、いかに変えるか—』 現代企画室。

宮台真司、飯田哲也 (2011) 『原発社会からの離脱—自然エネルギーと共同体自治に向けて—』 講談社現代新書。

宮本太郎 (2011) 「社会保障の再編構想と新しい争点」、齋藤純一・宮本太郎・近藤康史編『社会保障と福祉国家のゆくえ』 ナカニシヤ出版、pp.117-140。

室田武 (1981) 『原子力の経済学—くらしと水土を考える—』 日本評論社。

吉岡斉 (2011) 「福島原発震災の政策的意味」、『現代思想』 第 39 巻第 7 号、pp.74-87。

英文抄訳

New Politics in The Tohoku Earthquake : Politics around Post-Nuclear Power Plant and Sustainable Politics

NIITA Kazuhiro

It may be said that The Tohoku Earthquake and accident of Fukushima Dai-ichi nuclear power plant disclose New Politics. With both the disasters, I can confirm the politics around post-nuclear power plant in Japan. And, I can understand that this politics develop the political issue of reconstruction of the governance corresponding to the

nuclear plant accident, the dismantling of the regime for nuclear power plant, and the revival as the sustainable welfare society of the stricken area. And also, I can expect sustainable politics as New Politics in stricken area.